

〔議案第 23 号「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定について〕

資料

- (1) 「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」
パブリック・コメント手続結果
- (2) 「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）

パブリック・コメント手続結果

《パブリック・コメントの概要》

○意見等募集期間：平成28年2月29日（月）から平成28年3月28日（月）まで

○意見等提出者：4人の方から52件の意見がありました。

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
1	1	1. 「策定の経緯」 下から7行目	第一次計画においても学齢期の子ども読書活動推進について、配慮されていたと思うが、学校図書館法が改正されるまではなおざりにされていたと解釈されてしまう。これでは学齢期の子ども読書活動推進が、学校図書館法改正によってはじめ重要視されるようになったと解釈されるが、それでよいのか。	1	第1次計画においても、学齢期の子ども読書活動推進に努めてまいりましたが、1ページ下から6行目の文章が、ご指摘のように誤解される可能性がありますので、「これにより、更に学校図書館の充実を図ることとなりました」に改めます。
2	3	3. 第1次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題(主な課題) 3段落目	小学生には校区という壁があり、校区内に子どもが行ける図書館がなく、寝屋川市内全ての子どもが自由に図書館に行ける状況ではなく、環境整備は不十分である。	1	第1次計画以降、東図書館子ども図書室や寝屋川市駅前図書館の子どもコーナー設置等、子どもの読書環境の整備に「一定の成果があった」としていることから、原案のとおりとします。
3	4		・「絵本の広場」は、「えほんのひろば」ではないか。	1	ご意見のとおり、「絵本の広場」を「えほんのひろば」に改めます。
4	4	(2)図書館における推進 【成果】9行目	「えほんのひろば」の開催は、5ページ (4)小中学校における推進ではないか	1	一部の中学校での「えほんのひろば」の実施にあたり学校と連携して中央図書館も絵本の貸出等により協力しておりますので、原案のとおりとします。なお、5ページ(4)小中学校における推進の【成果】にも記載します。
5	4		「えほんのひろば」の開催は、図書館における【成果】ではなく、記載するのであれば、 9ページ 第3章推進のための取組 第1節 2. 図書館における推進 第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組 に記載するのが適切ではないか。	1	一部の中学校での「えほんのひろば」の実施にあたり学校と連携して中央図書館も絵本の貸出等により協力しております。なお、第2節 2. 学校における推進12ページ(学校での読書活動推進)6行目に記載しております。

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
6	5	(2)図書館における推進 【課題】 5ページ1行目	学校と図書館が連携した具体的に推進する取組を明記し、5年後に成果を出すべきではないか。	1	
7	5	(2)図書館における推進 【課題】 5ページ2行目	新刊情報は、図書館が選書会議をして提供するのか。	1	
8	5	(2)図書館における推進 【課題】 5ページ3行目	児童サービスの研修機会の充実について、具体的に公表してください。	1	第1次計画から現在に至るまでの【課題】について記載しておりますので、原案のとおりとします。なお、具体的な取組の成果については、「教育に関する事務の点検・評価」において公表します。
9	5	(2)図書館における推進 【課題】 5ページ4行目	第2次計画策定後の事業の進め方や連携の取り方について検討する体制を公開し、1年ごとの見直しを希望します。	1	
10	5	(3)幼稚園・保育所等における推進 【課題】1行目	保育所園のパッケージ貸出は、5年(第1次計画期間)でストップしていたのか。	1	保育所園への貸出は現在も継続して実施しておりますが、更に保育所園との連携強化が必要と考えっております、原案のとおりとします。
11	5	(3)幼稚園・保育所等における推進 【課題】3行目	「職員に対する定期的な子ども読書活動推進研修が必要です。」ではなく、「年に1度開催します。」のような書き方はできないか。	1	現状までの課題について記載しておりますので、原案のとおりとします。なお、第2次計画の取組の方向性につきましては、11ページ 1. 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進く取組の方向性>に記載しております
12	5	(3)幼稚園・保育所等における推進 【課題】5行目	「児童文学地域講座の回数・場所の拡大が必要です。」ではなく、第2次計画の方針を記載できないか。	1	

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
13	5	(3)幼稚園・保育所等における推進【課題】6行目	「地域の子育て支援グループについて把握し、検討し、充実します。」と書けないか。	1	現状までの課題について記載しておりますので、原案のとおりとします。なお、地域の子育て支援グループについて、9ページ1. 家庭・地域における推進く取組の方向性＞1行目に記載しております。
14	5	(4)小・中学校における推進【成果】1行目・4行目	「全国一斉朝読書等を定期的に実施することができました。」「新聞を全校配備し、新聞を活用した授業に取り組むことができました。」等の記載は平成26年度学校図書館調査の回答と異なっているのではないか。	1	寝屋川市の小中学校において、全校一斉朝読書や新聞の全校配備、新聞を活用した授業に取り組んでおりますので、原案のとおりとします。
15	5	(4)小・中学校における推進【成果】3行目	地域ボランティアは、第1次計画の前から活動しているものも多いため成果に書くのは、おかしいのではないか。	1	第1次計画後、更に地域ボランティアの活動として定着していることから記載していますので、原案のとおりとします。
16	5	(4)小・中学校における推進【成果】5行目	読書ボランティアの調査結果を見たが、現状を分かっている人が記入していない。第2次計画で調査をするときは、現状を把握するための工夫が必要ではないか。	1	読書ボランティアの実態調査結果についてのご意見は、第2次計画に対するパブリック・コメントの直接的な内容ではありませんが、読書ボランティアの実態調査の必要性は認識しており、調査を実施するときは、現状を把握する工夫が必要だと考えます。
17	5	(4)小・中学校における推進【成果】6行目	第1次計画の作業部会の成果として、「ブックリスト作り」や「ブックフェア」を入れてはどうか。	1	ご意見のとおり、「シンポジウムや交流会、ブックリスト作り、ブックフェア等を実施することができました。」に改めます。
18	5	(4)小中学校における推進【課題】1行目	平成28年度学校園に対する指示事項にも学校司書と明記されたのであるから、学校司書も明記してはどうか。	1	
19	5	(4)小中学校における推進【課題】3行目	「教職員への子ども読書活動推進に関する知識・技術の研修機会の充実が必要です。」を「…研修の機会・情報交換の場を設定する」に変更できないか。	1	第1次計画から現在に至るまでの【課題】について記載しておりますので、原案のとおりとします。なお、今後の取組の方向性については、12ページ(学校図書館の充実)に記載しています。
20	5	(4)小中学校における推進【課題】5行目	移動図書館車について、「全小中学校を5年間で計画的に回るようにします。」としてはどうか	1	

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
21	5	(4)小中学校における推進【課題】7行目	「市立図書館と連携した読書活動推進の取組を増やすことが必要です。」との記載ですが、具体的に書かれていないので何をしたのか、増やす必要があるのかわかりません。。	1	第1次計画から現状に至る【課題】について記載しておりますので、原案のとおりとします。なお、具体的な取組については、12ページ(学校での読書活動推進)に、記載しております。
22	6	(4)小中学校における推進【課題】6ページ1行目	「学校の読書環境等に関する定期的な調査が必要です。」は、「学校の読書環境等」に関して定期的に調査し、把握します。」に変えてはどうか。	1	第1次計画から現状に至る【課題】について記載しておりますので、原案のとおりとします。
23	6	(4)小中学校における推進【課題】6ページ2行目	「子ども読書活動推進の啓発に資する行事の定期的な開催」について、具体的に何を定期的にするのか記載が必要ではないか。	1	子ども読書活動推進の啓発に資する行事につきましては、今後、計画に基づき企画・実施してまいります。
24	7	(7)効果的な計画推進に向けた取り組み【課題】	子ども読書活動推進に関する人・団体・機関・の情報交換や連携拠点のあり方を検討するのは誰か。また、拠点はどこか、何をするか具体的に書けないか。	1	第1次計画から現状に至る【課題】について記載しておりますので、原案のとおりとします。
25	7	1. 計画の目的・基本方針7行目	第1次計画にくらべ、執行機関の付属機関として条例に基づく「計画策定委員会」を設置されたことは評価するが、この委員会の「担当事務」は「計画の策定についての調査審議に関する事務」とされているだけで、委員会がどこまでこの計画(案)策定にかかわれるのか明記されていないことに疑問を持ちます。	1	「子ども読書活動推進計画策定委員会」は、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の素案作成に際し、ご審議をいただき、素案に反映しています。同委員会としては素案作成に関与し、これをパブリックコメント手続にかけ市民の幅広い意見を聴取した後、必要箇所の修正を行い市として最終的に計画を決定します。

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
26	10	2. 図書館における推進 【学校園所の子ども読書 活動推進】 (読書のきっかけづくり・習 慣化の推進)	読書のきっかけづくりとして「ごほうび」を用意する等と書かれています。が、「もので釣る」ようなやり方は好ましくありません。ご留意をお願いいたします。	1	ご指摘の趣旨を踏まえ、「がんばった子どもたちに達成感を感じてもらえるような工夫をする等、」に改め、施策を実施してまいります。
27	10		読書ノート等について、図書館と学校図書館とでは個人情報の扱い方も異なります。子どもの意に反した使い方がされないよう、留意願います。	1	個人情報情報の取扱には十分に留意してまいります。
28	10	(移動図書館)	移動図書館について、「一部小学校で実施しているおきがる号の巡回派遣」とありますが、子ども読書活動推進のためではなく、たまたま小学校の場所を利用しているだけではないか。子ども読書活動推進のためなら子どもが十分利用できるように計画した巡回としては、どうか。	1	移動図書館おきがる号は、学校との連携により現在2校実施しており、子どもたちは自分で本を選び借りています。今後、更に学校と連携して実施校の拡大に努めてまいりますので、原案のとおりとします。
29	10	(移動図書館)(団体貸出)	移動図書館は授業時間中で、直接本を借りたり返却ができないうのではないかと。また、全小(中)学校を巡回していただきたい。「団体貸出」システムの活用も盛り込んでどうか。	1	今後は学校と連携調整し、「移動図書館」の巡回先拡大や学校での「団体貸出」の利用拡大を促す条件整備等に努めるという方向性を示しております。
30	10	(学校への情報提供) 4行目	「調べ学習」のための本・資料・情報が市全校に行き届いていないと思えない。中学校12校、小学校24校、単元が重なる資料を用意できるとも思えない。各学校が自立できるよう、この5年間で道を付けてほしい。	1	「調べ学習」のための本・資料・情報の提供は、学校と十分連携しながら行ってまいります。
31	10	(学校への情報提供) 2行目	図書館が、学校へ提供する研修情報や講師について、毎年実施計画を作成してほしい。	1	学校図書館に携わる学校司書等のスキルアップを図るため、図書館と学校が連携していきます。また、大阪府立図書館や大阪公共図書館協会等が実施する研修等、密に情報提供を行ってまいります。
32	10	(YAサービス) 1行目	「読みたい本が1週間後には子どもの手に届く」システム作りをしてください。	1	読みたい本が迅速に提供できるように努めます。

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
33	10	(YAサービス) 6行目	「図書館が中学校と連携し、本の素晴らしさ、読書の楽しさを実感してもらえよう機会を設けていきます。」とは、具体的に書いてください。	1	子ども版ビブリオバトルやえほんのひろば等のイベントを計画します。
34	11	(子ども読書活動推進ボランティアの支援)	子ども読書活動推進ボランティアへの支援とは、チラシを置くことですか。	1	子ども読書活動を推進しているボランティア団体へ積極的に情報を提供してまいります。
35	11	1. 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける取組 〈取組の方向性〉 1行目	絵本コーナーの設置はすでにあるもので、先生方は毎日の活動で、読まれている。わざわざ入れなければいけないのか。	1	ご指摘のように絵本コーナーは設置されていますので、〈取組の方向性〉2行目「絵本を準備し絵本のコーナーの更なる充実に努めます。」に改めます。
36	11	〈取組の方向性〉 6行目	「幼児のためのブックスタート」事業は、全保育所園で実施されていますか。	1	順次実施しております。
37	12	2. 学校における推進 〈取組の方向性〉 (学校図書館の充実) 1行目	学校司書等を活用できる時間の保障がありません。文章が不十分ではないですか。	1	学校司書等活用して取り組んでいく方向性を示しておりますので、原案のとおりとします。
38	12	(学校図書館の充実) 1行目	「司書教諭、学校司書等の活用」というのは当然な事柄であればならないことで、「計画」として改めて書くようなことではなく、書くならば具体的にどのような役割を果たすのかを書いてはどうか。	1	

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
39	12	(学校図書館の充実) 2行目	蔵書について、古すぎて使えない資料はないか、痛みすぎてページが飛んでいるものはないか、などのきめ細かい利用者目線の調査であることを望みます。	1	調査項目については、ご意見を参考にきめ細かい利用者目線の調査を実施してまいります。
40	12		「蔵書や管理システムの調査」について、寝屋川市の実態を正確に把握してください。	1	蔵書や管理システムの調査については、実態を正確に把握するよう実施してまいります。
41	12	(学校図書館の充実) 4行目	「…学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。」だけでなく、具体的な記載はできないか。5年の計画期間が終わっても続くシステムを作ってほしい。	1	第2次子ども読書活動推進計画に基づき、研修等に取り組んでまいりますので、原案のとおりとします。
42	12	(学校図書館の充実) 5行目	必要な本と書かれているが、教科書を生かせる本の選書のことでも記載してはどうか。	1	教科書を生かせる本の選書についても、必要な本であると考えますので、原案のとおりとします。
43	12	(学校での読書活動推進) 1行目	「児童・生徒が読書の楽しさを知る取組を積極的にを行います。」この文章で現場で何ができるのでしょうか。	1	学校においての、第2次計画に基づく取組の方向性について記載しておりますので、原案のとおりとします。
44	12	(学校での読書活動推進) 2行目	1校に一人の専門スタッフ(学校司書)を配置して「調べ学習」を充実します。に変更してはどうか。	1	調べ学習の充実については、本や新聞、資料等の充実も含め取組みますので、原案のとおりとします。
45	12	(学校での読書活動推進) 3行目	移動図書館の受け入れについて、1年毎に成果を公表してください。	1	成果については、教育に関する事務の点検・評価において公表してまいります。
46	12	(学校での読書活動推進) 5行目	子ども版ビブリオバトルをするには一人一人の読書力が必要ですが、寝屋川市内では、まだ、一部の子どものみしか対応できないでしょう。その前に、一人一人の読書力を付けてあげての方策の方が先ではないか。	1	子ども版ビブリオバトル等イベントの実施により、子どもの読書力の向上を図れると考えていることから、原案のとおりとします。

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
47	12	〈取組の方向性〉 全体	「学校における取組」では全体として「努めます」という表現があまりに多いようで、実効性に疑問を持ちます。もう少し具体的に記述してください。	1	「取組の方向性」について、図書館と連携して、子ども読書活動推進のイベント等具体的に記載しておりますので、原案のとおりとします。
48	12		放課後の子ども読書活動推進のためにも、ぜひ、市内の多くの場所に、もっと多くの図書館を、せめて小学校区ごとに(放課後の子どもが行けるように)もっと充実した、利用しやすい図書館分室を作ってください。	1	現在は図書館分室の開設予定はありません。学校や地域(自治会等)に対し図書館からの団体貸出充実に努めます。
49	全体	全体	第1次計画にあった項がない。また、7ページの(7)「効果的な計画推進に向けた取組」部分は第1次計画では実行できなかったところで、最初から省いたのかもしれないが、全体として、事務的に狭小なものとなっている。単に第2次計画というだけでなく、将来にむかってももう少し長期的な見通しにつなげるものであってほしかったと思います。	1	(7)「効果的な計画推進に向けた取組」部分の、連携拠点(ネットワーク)の在り方について省いたのかとのご指摘ですが、図書館・各関係課、地域及び学校等と連携し、第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画に基づき、長期的な見通しを持って実施します。
50	全体		第1次委員会の設置要綱には、作業部会を置くことが定められていたが、今回は、「市民との協働のもと施策に取組」と書かれているだけで、どのように実行されるかイメージできない。	1	第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画に基づき、関係課等で計画し、実施します。
51	全体		実際の活動はどういう風に行われるのでしょうか？具体的なスケジュールや、一定期間ごとの点検、見直しなど、そういうもう少し具体的な「計画」はどこで作られるのか？「具体的な計画」が策定されたときには、ぜひそれも公開していただきたい。	1	第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画に基づき、関係課等で計画し、実施します。また、点検・見直しについては、教育に関する事務の点検・評価等において公表します。
52	全体		「1年ごとに、成果と課題を明確にし、計画の進捗を図る」等の文言を入れてはどうか。またそれを公開してください。	1	第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画に沿って、実施し、計画の進捗状況については、教育に関する事務の点検・評価等で公表します。

第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画

平成28年 月

寝屋川市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし現在は、テレビやインターネット、スマートフォン等の情報メディアの発達・普及により私たちの生活習慣は大きく変化しており、その結果として「活字離れ」の傾向が顕著となり、子どもたちの読書習慣が日ごとに失われる深刻な危機に直面しています。

寝屋川市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、大阪府の「大阪府子ども読書活動推進計画」を受けて平成18年3月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、「子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子ども自らすすんで本を読みたくなるような読書環境を、学校・家庭・地域など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること」を目的に子どもの読書環境整備・充実に取り組んでまいりました。具体的には、乳幼児期の子ども読書活動推進のため図書館関係団体との協働によるブックスタート事業や東図書館に子ども図書室を開設する等の事業に取り組み、児童書の貸出し増加や親子での図書館来館者の増加等の実績を積み重ねてきました。

しかし、全国的に学齢期の子どもが本に親しむ機会は、学年の上昇に伴って少なくなってきており、とりわけ大阪府では、その傾向が顕著となっています。

そのため寝屋川市では、より一層子どもの読書活動を推進していくため、先の計画の検証を行い、その成果と課題を踏まえた「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、計画的に推進施策を実行していくことといたしました。

本計画に基づく、子どもの読書活動推進の取組には、図書館や学校をはじめ行政や地域、関係機関・団体との連携・協力が不可欠となります。また、各家庭への啓発も重要となります。計画実施に当たっては、こうした趣旨をご理解いただき、市民の皆様により一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

目 次

第1章 第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たって	・・・(1)
1. 策定の経緯	・・・(1)
2. 策定の目的	・・・(3)
3. 第1次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題	・・・(3)
第2章 第2次計画の基本的な考え方	・・・(7)
1. 計画の目的・基本方針	・・・(7)
2. 計画の位置づけ	・・・(8)
3. 計画期間	・・・(8)
4. 対象	・・・(8)
第3章 推進のための取組	・・・(9)
第1節 家庭・地域における取組	・・・(9)
1. 家庭・地域における推進	・・・(9)
2. 図書館における推進	・・・(9)
第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等 における取組	・・・(11)
1. 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進	・・・(11)
2. 学校における推進	・・・(11)
第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組	・・・(12)
1. 障害のある子どもの読書支援	・・・(12)
2. 外国の子どもの読書支援	・・・(13)
用語解説	・・・(15)
資料① 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	・・・(20)
資料② 「学校図書館法の一部を改正する法律」	・・・(22)
資料③ 「文字・活字文化振興法」	・・・(23)
資料④ 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則	・・・(25)
資料⑤ 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会について	・・・(27)

第1章 第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1. 策定の経緯

「子どもの読書活動の推進に関する法律」⁽¹⁾（平成13年12月施行）を受けて、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」⁽²⁾、大阪府の「大阪府子ども読書活動推進計画」⁽³⁾が策定されました。

それらを受けて、寝屋川市では平成18年3月に「寝屋川市子ども読書推進計画（以下「(第1次計画)」と称する場合があります）」を策定いたしました。市は、この計画に基づき、計画期間5年間を目途に平成22年度まで、作業部会で推進事業の進捗や情報交換を行い、事業を進めてまいりました。

その間、国においては、平成20年3月「第2次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成25年5月に同じく「第3次計画」が策定され、大阪府では、平成23年3月「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」が策定されています。

また、「(第1次計画)」においても、図書館と学校との連携を進めてきましたが、更にその推進を後押しする「学校図書館法」⁽⁴⁾の一部を改正する法律⁽⁵⁾（平成26年6月27日法律第93号公布 平成27年4月1日施行）が制定されました。この法律改正では、第六条「学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」⁽⁶⁾という。）を置くよう努めなければならない」として学校司書の配置に努めること、また同条第2項で「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」として学校司書の資質向上に資する研修を実施するよう努めることが規定されました。これにより、更に学校図書館の充実を図ることとなりました。

また、本市では、平成26年10月に策定した「寝屋川市社会教育推進計画」⁽⁷⁾（平成27年～32年度）の中でも、「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ新たな「第2次計画」の策定を方向性として示し、更なる子ども読書活動の推進を図るため「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定に取り組むことにしました。

表「国・大阪府・寝屋川市における子ども読書推進活動に関する法律・計画等の状況」

国		大阪府		寝屋川市
成立・公布・施行等の時期	タイトル等	策定の時期	タイトル等	
平成 11 年 8 月衆参両議院の決議	平成 12 年を「子ども読書年」とする			
平成 12 年 5 月	国際子ども図書館(国立国会図書館の支部図書館)が開館			
平成 13 年 4 月創設	子どもゆめ基金			
平成 13 年 12 月公布・施行	子どもの読書活動の推進に関する法律(法律第 154 号)			
平成 14 年 8 月 2 日閣議決定	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	平成 15 年 1 月	大阪府子ども読書活動推進計画 ～大阪府子ども読書ルネッサンス～	平成 18 年 3 月 寝屋川市子ども読書活動推進計画(1 次)(平成 23 年 3 月まで)
平成 17 年 7 月 29 日公布・施行	文字・活字文化振興法			
平成 20 年 3 月 11 日閣議決定	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第 2 次)			
平成 25 年 5 月 17 日	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第 3 次)	平成 23 年 3 月	第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画	

2. 策定の目的

寝屋川市の子どもが、読書することの楽しさや新たな知識を得ることの喜びを知り、賢明に力強く生きる力を養うため、読書活動を更に推進することが必要です。

市では、更なる子ども読書活動の推進を図るため「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を検証し、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、これを基にした子ども読書活動推進施策を進めていきます。

3. 第1次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題

<計画全般の総括的検証>

(主な成果)

- ・乳幼児期の子ども読書活動推進施策（ブックスタート事業⁽⁸⁾）として、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業⁽⁹⁾」、東図書館子ども図書室の開設、絵本の読み聞かせ⁽¹⁰⁾等の定例実施等により、絵本・児童書の貸出し増加や親子で来館する人の増加等の成果を得ることができました。

- ・幼稚園・保育所園の絵本充実や絵本コーナーの設置等が進みました。
- ・学校では全校一斉朝読書の取組や新聞を活用した授業の充実に取り組むことができました。

(主な課題)

- ・「(第1次計画)」では就学前の子ども読書活動推進に力点を置きましたが、全国的に見ても、子どもの年齢が上るとともに読書時間が減る傾向があり、学齢期の子ども読書活動の推進施策の充実が課題となっています。

- ・計画がブックスタート事業を中心とした就学前の子ども読書活動推進に力点を置いたため、学齢期又はYA（ヤングアダルト）⁽¹¹⁾層を対象とした施策の推進に課題があります。

- ・東図書館子ども図書室や寝屋川市駅前図書館の子どもコーナー設置等、図書館における子ども読書の環境整備が進み、読書環境整備に一定の成果がありましたが、子ども読書活動推進に関わる人の資質向上・育成のための研修等の継続実施に課題があります。

<推進施策の成果と課題>

「寝屋川市子ども読書活動推進計画」に基づく、子ども読書活動推進事業（平成18年度～平成26年度）の成果と課題については以下の通りです。

(1) 家庭・地域における推進

【成果】

- ・ブックスタート事業実施により読書活動を乳幼児期から始める子ども（親子）が増えています。
- ・赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を実施し絵本の読み聞かせの啓発を図ることができました。
- ・子ども読書活動推進啓発講座「だっこでよんで、あそんでよんで」⁽¹²⁾の開催や定期的な絵本の読み聞かせ等を通じて、子ども読書活動への理解を深めています。
- ・絵本の読み聞かせやおはなし（ストーリーテリング）⁽¹³⁾の担い手を養成する講座を実施し子ども読書活動推進の担い手づくりに努めることができました。

【課題】

- ・読み聞かせやおはなしの講座に参加した人が、その後、読み聞かせや「おはなし」を子どもにするようになったのかについての実体把握に課題があります。

（２）図書館における推進

【成果】

- ・児童書の充実を図りました。平成 18 年度と平成 26 年度比較で 48% 増。
- ・図書館HPでの子どものコーナー頁を設置、乳幼児へのブックリスト配布、「としょかんだより」等による情報提供に努めることができました。
- ・東図書館子ども図書室の設置、駅前図書館子どもコーナー（お話し室）等、子ども図書のコーナーを充実し、読書環境整備を図りました。
- ・ブックスタート事業のうち絵本の読み聞かせ等の事業をNPO団体に委託し、中央・東・駅前の各図書館で読み聞かせを実施した結果、児童書の貸出が増えました。
- ・児童サービス担当職員の体制は維持し、市民ボランティア団体等と協働し、おはなし会・ブックトーク等を実施しました。※一部の中学校で「えほんのひろば」開催。
- ・中学生の職場体験受け入れ、幼稚園・保育所の図書館見学受け入れができました。他に小学生の「図書館探検ツアー」⁽¹⁴⁾、乳幼児からの「図書館ぬいぐるみのお泊り会」⁽¹⁵⁾も実施しました。図書館団体貸出本の中に調べ学習に役立つ本を選書しています。
- ・子どもの好奇心を喚起し読書や調べ学習につながる体験型講座の開催、児童書の本展等を行いました。

【課題】

- ・ Y A（ヤングアダルト層）向けの資料収集や推進イベントの取組の充実を図る必要があります。
- ・ 学校（図書館）と連携した読書活動推進の取組を充実させる必要があります。
- ・ 児童書の新刊情報の提供を充実させる必要があります。
- ・ 児童サービス担当職員の体制維持と研修機会の充実に努める必要があります。
- ・ 第2次計画策定後の事業の進め方や連携のとり方について検討する体制が必要です。

（3）幼稚園・保育所等における推進

【成果】

- ・ 幼稚園では絵本の質・量ともに充実を図りました。絵本コーナーの設置も進んでいます。
- ・ 幼稚園教諭・保育士への研修講座を開催しました。
- ・ 保育所・子育て支援センター等で児童文学地域講座⁽¹⁶⁾を開催しました。

【課題】

- ・ 保育所園の絵本のさらなる充実を図るため、図書館から絵本をパッケージ貸出しできるように連携していくことが必要です。
- ・ 幼稚園・保育所園・子育て支援センター等の職員に対する定期的な子ども読書活動推進研修が必要です。
- ・ 児童文学地域講座（絵本で育つ子どものこころ）の回数・場所の拡大が必要です。
- ・ 地域の子育て支援グループの把握と支援策の検討が必要です。

（4）小中学校における推進

【成果】

- ・ 全校一斉朝読書⁽¹⁷⁾等を定期的 to 実施することができました。
- ・ 図書委員会による低学年への読み聞かせを実施することができました。
- ・ 地域のボランティアによる読み聞かせ会を開催することができました。
- ・ 新聞を全校配備し、新聞を活用した授業に取り組むことができました。
- ・ 小学校における読書ボランティアの実態調査を行うことができました。
- ・ 子どもの読書活動推進のためのシンポジウムや交流会、ブックリスト作り、ブックフェア等を実施することができました。※一部の中学校で「えほんのひろば」開催。

【課題】

- ・子どもの読書活動推進を更に進めるため、学校図書館及び読書活動推進に関わる人の充実・活用が必要です。
- ・教職員への子ども読書活動推進に関する知識・技術をさらに向上させるため、研修機会の充実が必要です。
- ・移動図書館車の巡回派遣⁽¹⁸⁾や図書館からの団体貸出⁽¹⁹⁾等、子どもたちに多くの本を提供するための取組の充実が必要です。
- ・市立図書館と連携した読書活動推進の取組を増やすことが必要です。
- ・学校の読書環境等に関する定期的な調査・把握が必要です。
- ・子ども読書活動推進の啓発に資する行事の定期的開催が必要です。

（５）障害のある子どもや外国人の子ども等の読書活動の推進

【成果】

- ・障害のある子どもの読書環境整備・充実のために障害者団体、障害児施設、ボランティア団体等の関係団体が情報交換する機会充実に努めることができました。
- ・点訳絵本⁽²⁰⁾を制作し館内展示することができました。点字・録音図書⁽²¹⁾の制作・収集することができました。
- ・音声絵本（マルチメディア）⁽²²⁾を試験的に収集することができました。
- ・図書館に音声読書機⁽²³⁾、拡大読書器⁽²⁴⁾を設置することができました。
- ・図書館にアジアの絵本や児童書を集めた「アジア子ども文庫」を設置することができました。

【課題】

- ・点字図書、録音図書を障害のある子どもたちに届けるための工夫が必要です。
- ・音声読書機、拡大読書器の周知を図る必要があります。
- ・外国語の絵本・児童書の出版情報の調査・収集の更なる充実が必要です。

（６）市民の理解・関心を得るため広報・啓発の推進

【成果】

- ・赤ちゃんに絵本を贈ろう等のブックスタート事業の実施により、子どもをもつ保護者に幼少期からの読書の有用性を啓発することができました。
- ・春秋の子どもの読書週間に子どもの知的好奇心を喚起する体験型講座を開催することができました。
- ・図書館HPや地域情報誌、行事チラシ等多様なメディアを活用し、子どもの読書に関する情報を提供しました。
- ・おはなしの入門講座や絵本の読み聞かせ講座を通じて、子ども読書活動推進を担

う人を増やすことに取り組みました。

【課題】

- ・子どもたち自身に向けた情報提供の方法を工夫する必要があります。
- ・親子で楽しめる読書活動推進イベントを行い、家庭での読書の重要性を啓発する必要があります。

(7) 効果的な計画推進に向けた取組

【成果】

- ・「(第1次計画)」専門部会を立ち上げ各機関・団体の連携を図ることができました。

【課題】

- ・子ども読書活動推進に関わる人・団体・機関の情報交換や連携拠点（ネットワーク）の在り方を検討する必要があります。

第2章 第2次計画の基本的な考え方

1. 計画の目的・基本方針

市では、平成18年3月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画の目的は、「子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自らすすんで本を読みたくなるような読書環境の整備を、地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること」でした。

第2次計画においても、その目的と基本方針は踏襲しながら、現在の子どもをとりまく社会状況や「(第1次計画)」での成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動推進に関わる関係課や団体及び市民で構成する寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の議論を踏まえて策定いたします。

【目的】

「子どもが読書の楽しさに気付くきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を、地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること。

【基本方針】

- ① 子どものまわりに読みたいと思う本があり、本を紹介する人がいる読書環境の整備をすすめて子ども自らが読書の楽しさや魅力に気付くきっかけをつくります。
- ② 子どもが成長する過程で読書が重要な役割を果たすことを市民に啓発します。
- ③ 子どもの読書をみんなで支える地域社会とするため、学校・図書館などの関係機関、地域社会における諸機関・団体との連携・協力を促進します。

2. 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定に基づき、同法の「目的」「基本理念」を実現するため、寝屋川市が策定する計画です。

計画策定に当たっては、平成18年策定の「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果の検証を行い、課題を抽出し、更なる充実・発展を目指した施策を寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会による幅広い議論を踏まえ、市として目的実現のための施策を企画・実施する方向性を示します。市は、この計画の示す方向性を基に市民との協働のもと、子ども読書活動推進施策に取り組んでいきます。

なお、上位計画として、平成23年3月策定の「第五次寝屋川市総合計画」（平成23年度～平成32年度）及び平成26年10月策定の「寝屋川市社会教育推進計画」（平成27年度～平成32年度）があり、本計画はこれら上位計画に基づき策定します。

3. 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4. 対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、概ね18歳以下の子どもを対象とします。

第3章 推進のための取組

第1節 家庭・地域における取組

1. 家庭・地域における推進

子どもが読書習慣を身に付けていく上で、家庭や地域の関わりは重要です。絵本や物語などを読み聞かせてもらったり、子どもが本を読むときに周囲にいるものが耳を傾けたりすることなどから、子どもは本の楽しさを知ります。子どもが読書する時間を確保するため、テレビやパソコン・スマートフォン等の様々なメディアとの関わり方を考える必要もあります。子どもだけではなく家庭の中で楽しい読書の時間が増えるよう、家族や周りの大人たちへの啓発・支援が必要となります。

<取組の方向性>

- ・ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体とのネットワークを図り、本や子どもの読書推進についての情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。
- ・ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実に努めます。
- ・ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるよう企画を工夫します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。

2. 図書館における推進

図書館は、子どもが本と出会い、豊富な蔵書の中から読みたいと思う本を自由に選べ、読書の楽しみを知ることのできる機会を提供する場所です。

<取組の方向性>

【乳幼児期の子ども読書活動推進】

（ブックスタート事業）

- ・ 図書館では、ブックスタート事業として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業を行っています。毎年度、約1,900人の赤ちゃんに絵本をプレゼントしています。この事業は、図書館の基本的な事業の一つとして今後も実施していきます。
- ・ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本の講座「だっこでよんで あそんでよんで」の開催の他、図書館での絵本の読み聞かせ等を継続していきます。

【学校園所の子ども読書活動推進】

（読書のきっかけづくり・習慣化の推進）

- ・ 図書館と学校等が連携し、読書感想文コンクールや読書ノートなどの取組により、例えば、がんばった子どもたちに達成感を感じてもらえるような工夫をする等、読書のきっかけづくりや習慣化に努めます。

（おはなし会・ブックトーク）

- ・ 子ども向けの本展の充実、行事としてボランティア団体との連携での「おはなし会」「夏のおはなし会」「小学生のためのストーリーテリング」「紙芝居」などを継続的に実施していきます。

（図書館見学・職場体験）

- ・ 子どもたちが図書館に親しむきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書館見学、中学生の図書館職場体験を積極的に受け入れます。

（移動図書館）

- ・ 既に一部小学校で実施している移動図書館おきがる号の巡回派遣を多くの学校に拡大していけるよう努めます。

（団体貸出）

- ・ 図書館では、小中学校への団体貸出用の本の充実を図ります。また市内小中学校全校に団体貸出を利用してもらえるよう学校と連携し条件整備や利用状況の把握に努めます。

（学校への情報提供）

- ・ 小学校や中学校では、様々なテーマに沿った資料を利用して行う「調べ学習」を行なっています。図書館では、学校に「調べ学習」のための本・資料・情報を提供します。
- ・ 学校図書館に携わる司書教諭・教職員等のスキルアップを図るための資料・情報提供や府立図書館や大阪公共図書館協会等が実施する研修情報の提供、講師の紹介等を行ないます。

（YAサービス）

- ・ 中学生・高校生には、大人への成長過程にある時期だからこそ薦めたい、その時期に読んでほしい本を紹介する機会を積極的に作っていきます。

中学生・高校生への読書推進のためYA（ヤングアダルト）資料の充実に努め、図書館での中高生の利用促進、中学校・高校での学校図書館での利用促進を図っていきます。

- ・ 図書館が中学校と連携し、本の素晴らしさ、読書の楽しさを実感してもらえるような機会を設けていきます。

(子どもの読書活動推進ボランティアの支援)

- ・ 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体は、地域や幼稚園、保育所園等の子育て支援の施設で、また小学校や中学校で様々な活動を行っています。図書館は、ボランティア団体の活動を、積極的に支援していきます。
- ・ 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体のスキルアップを図るため、府立図書館等で実施される研修等の情報を提供します。

第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組

1. 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。幼児期に、多くの時間を過ごす幼稚園や保育所園・認定こども園は子どもたちの成長にとって、非常に重要な場です。

＜取組の方向性＞

- ・ 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターは、それぞれの施設において、絵本を準備し絵本のコーナーの更なる充実に努めます。また、幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせなども行っていきます。
- ・ 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターで利用する絵本は、図書館から団体貸出を受け内容を充実させていきます。
- ・ 保育所園では、絵本との関わりを集団の中でより多くの子どもに体験してもらうため、読み聞かせ等の「幼児のためのブックスタート」事業⁽²⁵⁾（平成21年度より開始・業務委託）を実施しています。この事業は、図書館の事業として継続実施していきます。

2. 学校における推進

学校図書館法の一部改正（「学校図書館法の一部を改正する法律」）において、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書の配置に努め、学校司書の資質の向上を図るための研修その他の必要な措置を講ずるよう努めることが規定されました。

学校図書館には、①学校教育に必要な資料を収集・整理・保管し子どもたちや教員に提供する読書センター・学習情報センターとしての役割、②教員が学校図書館

及びその資料・情報を学習活動に活用できるようサポートする役割、③子どもたちの居場所や交流の場所としての役割等があり、学校教育の重要な機能を担うために学校図書館とこれに関わる人の専門性向上等のさらなる充実が必要と考えています。

市内小中学校では、読書活動の推進が子どもたちの成長にとって重要であるとの認識の下、各学校において授業や行事等の機会において様々に取り組んできましたが、今後更に充実していけるよう努めます。

<取組の方向性>

(学校図書館の充実)

- ・ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校司書等の活用に努めます。
- ・ 学校図書館のさらなる充実のため蔵書や管理システムの調査を行います。
- ・ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動に関係する人の更なる専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。
- ・ 学校蔵書の充実に努めるとともに市立図書館と連携し必要な本を用意します。

(学校での読書活動推進)

- ・ 児童・生徒が読書の楽しさを知る取り組みを積極的に行います。
- ・ 本や新聞、資料等を活用した「調べ学習」の充実に取り組めます。
- ・ 学校の読書環境充実のため、図書館と連携して移動図書館車の受け入れに努めます。
- ・ 図書館と連携して、子ども読書活動推進のイベント（子ども版ビブリオバトル⁽²⁶⁾、えほんのひろば等）の実施に努めます。
- ・ 地域の読書関係団体や子どもの読書活動に関わる行政機関、公共施設、図書館との連携・協力を努めます。

第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組

1. 障害のある子どもの読書支援

<取組の方向性>

- ・ 障害のある子どもの読書活動環境を整備するため、図書館はさわる絵本や布の絵本、点字資料や録音図書などの整備・活用を図るとともに、点字図書館などの専門機関や関連部署との連携を図っていきます。
- ・ 拡大読書器、音声読み上げ機など障害者が読書しやすい機器の利用促進に努めます。

- ・ 朗読ボランティアや布の絵本手作りボランティア、点訳ボランティア・録音ボランティアとの連携を図り、対面朗読や資料の収集・充実を行います。図書館や学校、幼稚園、保育所園、医療型児童発達支援センター「あかつき園」、福祉型児童発達支援センター「ひばり園」「第2ひばり園」などで、障害のある子どもたちの個々の状況や発達段階に応じた読書活動の支援を行います。
- ・ 障害のある子どもの図書館見学や職場体験を通じ、学校や福祉施設との連携を図り、図書館に親しみ、読書への興味や関心を引き出すことに努めます。

2. 外国の子どもの読書支援

<取組の方向性>

- ・ 市域に住む外国語を母語とする人（子ども）や外国の言語や文化等に関心のある子ども向けに図書館では外国語の絵本や児童書を継続して収集し、提供します。
- ・ 収集した外国語の絵本や児童書を寝屋川市駅前図書館の児童コーナーに設置している「アジア子ども文庫」を中心に展示していきます。
- ・ 外国からやって来た子どもたちが寝屋川市の地域や学校等において円滑に生活や学習ができるよう図書館や学校、地域、各種団体が連携して支援に努めます。

用語解説

番号	語 句	語 句 解 説
(1)	子どもの読書活動の推進に関する法律	平成13年12月に公布・施行。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的として制定された。資料①参照。
(2)	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	平成14年8月、子どもの読書活動の推進に関する法律第八条の規定に基づき策定された国の基本計画。同計画は平成23年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画を策定している。
(3)	大阪府子ども読書活動推進計画	平成15年1月、子どもの読書活動の推進に関する法律第九条の規程に基づき大阪府教育委員会が「大阪府子ども読書活動推進計画(第1次)」を策定。平成23年3月に「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定。現在「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定中である。
(4)	学校図書館法	昭和29年4月施行。学校図書館の設置、司書教諭の配置、学校図書館の運営について規程する法律。
(5)	学校図書館法の一部を改正する法律	平成27年4月1日施行。同法第六条に学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を置くよう努めることとした。 資料②参照。
(6)	学校司書	学校図書館法の一部改正により同法第六条第1項及び第2項に明記された「学校司書」は、同法附則第2項により「この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、現時点では「学校司書」の資格及び養成課程について規定されていない。

用語解説

(7)	寝屋川市社会教育推進計画	寝屋川市教育委員会が、今後の社会教育施策の方向性を示し、具体的な進捗を図るため、平成26年10月に策定した。なお、図書館施策に関する方向性については、同計画(2)生涯学習によるひとづくり 2 読書環境の充実に示されている。
(8)	ブックスタート事業	1992年に英国で始まった読書推進活動。赤ちゃんに「絵本」をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心ふれあう時間を持つきっかけづくりをサポートする取り組み。本市では、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」のほか、赤ちゃんへの絵本の読み聞かせや、絵本の読み聞かせ講座等の多彩な事業を行っている
(9)	赤ちゃんに絵本を贈ろう事業	本市ブックスタートの中心的事業。4ヶ月児健診の際に赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントしている。その際に絵本の読み聞かせの体験や赤ちゃん用絵本の紹介、図書館利用の案内等を行っている。
(10)	絵本の読み聞かせ	子どもに保護者や幼稚園教諭・保育士等の子どもの教育に携わる人が絵本を読み聞かせること。子どもの精神状態を落ち着かせ、幸福感を与え、読み手・聞き手双方の脳に良い影響を与える効果があるとされている。近年は、図書館や公共の場所等で地域のボランティアが読み聞かせを行うことが増えている。
(11)	YA(ヤングアダルト)	YA(ヤングアダルト)とは主に中学生・高校生のことを示す図書館用語。精神的・肉体的に大人になりつつある中学生・高校生年代を対象にした図書館サービスをYAサービスと称している。具体的には、年代を意識した選書を行い紹介することや読書推進に資する行事等を行っている。

用語解説

(12)	子ども読書活動推進啓発講座「だっこでよんで、あそんでよんで」	0歳からのブックスタートとして、赤ちゃんと保護者を対象に1期4回の講座を実施。絵本やわらべ歌の紹介、読み聞かせの実演等を行い絵本を通した親子のふれあいの大切さについて啓発する講座。年3期実施。
(13)	おはなし(ストーリーテリング)	おはなし(ストーリーテリング)は、話者が昔話や短い創作の物語等を覚えて自分のものにして語ること。子どもがおはなしを聴くことにより物語の世界を想像し物語に興味をもつことによってスムーズに読書することにつながる効果がある。図書館では、市民ボランティア団体が定期的におはなし会を開催している。
(14)	図書館探検ツアー	中央図書館で小学生を対象に司書の案内で図書館を探検するイベント。図書館のしくみや利用のしかた等を学び、子どもたちにとって、図書館がより身近な楽しい場所となり読書のきっかけとなることを目的として実施している。
(15)	図書館ぬいぐるみのお泊り会	アメリカの図書館で普及したイベントで、子どもたちのお気に入りのぬいぐるみを図書館に「お泊り」させることで図書館を身近に感じてもらうことを目的としている。子どもたちから預かったぬいぐるみが閉館後に図書館で本を読んだり図書館員の仕事をしたりする様子を写真撮影し、後日ぬいぐるみを引き取りに来た子どもに写真とともに手渡すという事業。本市ではキャレル(駅前図書館)で実施している。
(16)	児童文学地域講座	子ども読書活動推進のため、幼稚園や保育所等で「絵本で育つ子どものこころ」と題した保護者向けの講座を行っている。

用語解説

(17)	朝読書	学校において始業時間前に10分から15分程度読書を行う時間。毎日一定の時間を確保するため読書の習慣化に効果が大きいとされている。朝読書は、みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけということに特徴がある。
(18)	移動図書館の巡回派遣	移動図書館バス「おきがる号」を市内30か所に概ね3週間に1度の周期で派遣している。こうした一般利用を目的とした移動図書館巡回のほか、市内小学校にも派遣している事例がある。
(19)	団体貸出	図書館に団体登録をした学校や団体に対し、大量の本を長期間(1年程度)貸し出す制度。※本市の場合、個人貸出では20冊を限度に3週間の貸出期間である。
(20)	点訳絵本	点訳絵本とは市販の絵本が見える人、見えない人が一緒に楽しめるように工夫された絵本。透明な塩化ビニールシートに文章を点訳し活字部分に貼り付け、同じシートを絵の形に切って絵の上に貼ったり、形が取れないものは説明文を添えるなどの工夫をしている。
(21)	点字・録音図書	点字図書:視覚障害者の読書支援のため点字で打刻した図書のこと。 録音図書:視覚障害者の読書支援のため、音声録音された図書のこと。従来はカセットテープに録音されたものが主流であったが、近年はデイジー形式(国際基準の録音形式)で録音されたデジタル図書(CD)が主流になりつつある。本市では、点字図書・録音図書をそれぞれ市民のボランティア団体の尽力により制作し視覚障害者に貸出を行っている。

用語解説

(22)	音声絵本(マルチメディア)	絵本を読むことにハンディキャップのある子どもたちの読書支援のため制作された音声マルチメディア絵本。音声読み上げのほか、音声と同期してテキストが反転したり様々な機能により読書をサポートする。
(23)	音声読書機	本や雑誌の活字をスキャンして認識し音声で読み上げる機械のこと。これにより読書だけでなく、文書や説明書等の読み上げが可能となり視覚障害者の利便性が格段に向上する。本市では、中央図書館・東図書館・寝屋川市駅前図書館に設置している。
(24)	拡大読書器	視覚障害や加齢等により視力が減退した人の読書支援のため、本や雑誌の文字を自由に拡大しモニターで見ることができる機器。本市では中央図書館・東図書館・寝屋川市駅前図書館に設置している。
(25)	幼児のためのブックスタート事業	市内保育所園において3歳～5歳児を対象に絵本の読み聞かせを行う事業。本市では1保育所園あたり年間6回～7回実施している。
(26)	子ども版ビブリオバトル	ビブリオバトルは、本の紹介を通じて本を知り人を知るゲーム形式のイベント。 ルール:発表者5人程度が読んで面白いと思った本を聴衆参加者に1人5分ずつ本を紹介する。全員発表した後に聴衆参加者を交えて3分程度ディスカッションした後に誰が紹介した本が一番読んでみたいと思ったかを投票し最も投票が多かった本が「チャンプ本」となる。 ビブリオバトルは本の面白さを知るだけでなく人前で意見を述べるトレーニングになること、バトルを通じて多くの人が知り合うこと等、読書活動推進効果が認められている。こうした取組を図書館だけでなく子ども版として学校でも行うことで、読書活動の推進につなげる取組。

【資料①】「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月公布・施行)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書

活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化につとめること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実につとめること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供につとめるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料②】「学校図書館法の一部を改正する法律」

(平成 26 年 6 月 27 日法律第 93 号公布 平成 27 年 4 月 1 日施行)

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平成 26 年 6 月 20 日成立)

【資料③】「文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号公布・施行）」

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料④】寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

寝屋川市教育委員会規則第5号

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号)第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。この場合において、第7号から第 11 号までの委員の任命に当たっては、予め市長と協議するものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 図書館に関し識見を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内(以下「市内」という。)で活動する図書館関係団体(市内を含む地域で活動する団体を含む。)の構成員

- (4) 寝屋川市立小学校の校長
- (5) 寝屋川市立中学校の校長
- (6) 寝屋川市立幼稚園の園長
- (7) 寝屋川市立保育所の所長
- (8) 経営企画部企画政策課における課長
- (9) 保健福祉部健康増進課における課長
- (10) 保健福祉部こども室における課長
- (11) 保健福祉部障害福祉室における課長
- (12) 学校教育部学務課における課長
- (13) 学校教育部教育指導課における課長
- (14) 社会教育部社会教育課における課長
- (15) 社会教育部中央図書館長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、調査審議の結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会教育部中央図書館において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この委員会は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。

【資料⑥】寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会について

1 委員名簿

委員構成 (寝屋川市子ども読書活動推進計画策 定委員会規則第3条第1項)		氏 名	備 考
第1号	公募による市民	川辺 奈津子	
第2号	図書館に関し識見を有する 者	宇田田 陽子	大阪府立中央図書館協力振興課長
第3号	図書館関係団体の構成員	上野 勝子	寝屋川子どもと本の連絡会会長
第4号	市立小学校の校長	布村 豊幸	寝屋川市立木屋小学校校長
第5号	市立中学校の校長	新井 真利子	寝屋川市立中木田中学校校長
第6号	市立幼稚園の園長	北田 栄子	寝屋川市立啓明幼稚園長
第7号	市立保育所の所長	小田 有香子	寝屋川市立コスモス保育所長
第8号	企画政策課における課長	蔵守 利彦	経営企画部次長兼企画政策課課長
第8号	企画政策課における課長	谷口 卓也	経営企画部次長兼企画政策課課長
第9号	健康増進課における課長	猪俣 由紀子	保健福祉部次長兼健康増進課長
第10号	こども室における課長	西岡 宏治	保健福祉部こども室課長
第11号	障害福祉室における課長	塚本 國次	保健福祉部障害福祉室課長
第12号	学務課における課長	田井 秀夫	学校教育部学務課長
第13号	教育指導課における課長	楠 知樹	学校教育部教育指導課長
第14号	社会教育課における課長	山口 美加	社会教育部社会教育課課長
第15号	中央図書館長	尾崎 安啓	中央図書館長

なお、第8号委員は人事異動により交代のため2名記載

2 委嘱・任用期間

平成27年5月27日～平成28年3月31日

3. 会議

(1) 第1回会議

日時：平成27年6月11日（木）午後2時～

会場：市立中央図書館 研修室

出席委員：全委員15名中14名出席につき会議成立

上野勝子委員→委員長に選出。宇円田陽子委員→副委員長に選出。

川辺奈津子委員、布村豊幸委員、新井真利子委員、北田栄子委員、藏守利彦委員、
猪俣由紀子委員、西岡宏治委員、塚本國次委員、田井秀夫委員、楠知樹委員、
山口美加委員、尾崎安啓委員

欠席委員：小田友香子委員 以上1名

次第

- ・委嘱状交付式：会議に先立ち寝屋川市教育委員会委嘱状交付式
- ・教育委員会挨拶：良社会教育部長
- ・自己紹介：出席委員及び欠席委員の紹介 事務局及び自己紹介
- ・寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の説明 事務局

議事

- ・委員長・副委員長の選出 規則第5条に基づく互選
上野勝子委員長、宇円田陽子副委員長を選出
- ・「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」策定について 事務局
資料「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」の説明
素案の内容について審議

（2）第2回会議

日時：平成27年11月9日（月）午後1時30分～

会場：市立中央図書館 研修室

出席委員：全委員15名中10名出席につき会議成立

上野勝子委員長、宇円田陽子副委員長、川辺奈津子委員、布村豊幸委員、

小田友香子委員、猪俣由紀子委員、塚本國次委員、田井秀夫委員、山口美加委員、尾崎安啓委員

欠席委員：新井真利子委員、北田栄子委員、谷口卓也委員（藏守利彦委員人事異動により後任）、
西岡宏治委員、楠知樹委員、以上5名

次第

議事

- ・「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」策定スケジュールの修正について 事務局
- ・資料「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」修正点の説明
- ・素案の内容について審議

（3）第3回会議

日時：平成28年1月8日（金）午後2時～

会場：市立中央図書館 研修室

出席委員：全委員15名中11名出席につき会議成立

上野勝子委員長、宇田陽子副委員長、川辺奈津子委員、布村豊幸委員、北田栄子委員、
小田友香子委員、猪俣由紀子委員、塚本國次委員、田井秀夫委員、山口美加委員、尾崎安啓委
員

欠席委員：新井真利子委員、谷口卓也委員、西岡宏治委員、楠知樹委員、以上4名

次第

議事

- ・「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」策定スケジュールの修正について 事務局
- ・資料「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」修正点の説明 事務局
- ・素案の内容について審議

(4) 第4回会議

平成28年3月30日（水）午前10時～

出席委員：全委員15名中10名出席につき会議成立

上野勝子委員長、宇田陽子副委員長、川辺奈津子委員、小田友香子委員、猪俣由紀子委員、

塚本國次委員、谷口卓也委員、山口美加委員、尾崎安啓委員、西岡宏治（代理：中村誠）委員

欠席委員：布村豊幸委員、新井真利子委員、北田栄子委員、田井秀夫委員、楠知樹委員、以上5名

次第

議事

- ・第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」
パブリック・コメント手続結果について

以上

第2次 寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）の概要

◇ 計画策定の目的 子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、更に子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること。 ◇ 計画期間 平成28年度～平成32年度（5か年） ◇ 計画策定の基本方針 ①子どもたちの暮らしに就きたいと思える本を、子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境を整備を地域・家庭・学校・子どもが成長する過程で読書が重要な役割を果たすこと、市民に啓発します。 ②子どもたちの読書活動を、子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境を整備を地域・家庭・学校・子どもが成長する過程で読書が重要な役割を果たすこと、市民に啓発します。 ③子どもたちの読書活動を、子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境を整備を地域・家庭・学校・子どもが成長する過程で読書が重要な役割を果たすこと、市民に啓発します。 ◇ 対象 子どもたちの読書活動の推進に関する法律に基づき、概ね18歳以下の子どものこととします。 ◇ 計画の位置づけ （注）「子ども読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、寝屋川市が策定する計画です。 （計画）国「子ども読書活動の推進に関する基本計画」、大阪府「第2次子ども読書活動推進計画」を受けて策定します。 （市の上位計画）「第五次寝屋川市総合計画」（平成28年度～平成32年度）、「寝屋川市社会教育推進計画」（平成27年度～平成32年度）に基づき策定します。						
家庭・地域における推進	図書館における推進	幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターにおける推進	学校図書館の充実	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
読書理解の輪を広げる	乳幼児の読書活動推進（ブックスタート事業）	読書環境の充実	学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館と連携し必要な本を用意します。 学校での読書活動推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国の子どもの読書支援
◇ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の協働によるネットワークを構築し、子ども読書の推進を図ります。 ◇ 子ども読書の推進に関する情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。 ◇ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実を図ります。 ◇ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるような企画を実施します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。	◇ 赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を継続して実施します。 ◇ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本講座を開催し、絵本の読み聞かせを継続実施します。 ◇ 学齢期の読書活動推進 ◇ 読書のきっかけづくりや習慣化に資する取組を行います。 ◇ 子ども向けの本展の充実、ボランティア団体と連携し「おはなし会」等を実施します。 ◇ 子どもたちが図書館に親しみやすいきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書貸出、中学生の図書館員体験を積極的に受け入れます。 ◇ 移動図書館おがき館の巡回来館を多くの学校に拡大してまいります。 ◇ 小中学校への団体貸出図書の充実を図ります。多くの学校に団体貸出を活用してもらえるよう学校連携を深め、条件整備や利用状況の把握に努めます。 ◇ 学校に調べ学習のための本・資料・情報を提供します。 ◇ 学校図書館にたずさわる教職員等のスキルアップに資する研修情報の提供や講師の確保を行います。 ◇ 中高生の読書推進のため資料の充実、読書の促進を図ります。 子ども読書活動推進ボランティアの支援	◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。 ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターは、各施設において絵本を準備し、本コーナーの設置に努めます。 ◇ 各施設で利用する絵本等は図書館から団体貸出を受け充実させていきます。 ◇ 幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせを行います。	◇ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校図書等の活用を努めます。 ◇ 学校図書等の充実のため、蔵書や管理システムの調査を行います。 ◇ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関する人的な専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。 ◇ 学校蔵書の充実を図るとともに図書館			